

コロナでお困りの学生さんに商品券をお配りします。

- 広川町緊急生活支援商品券 -

申請期間
令和2年6月24日
から
令和3年
3月31日
まで

広川町緊急生活支援商品券給付事業とは？

申請期間再延長
しました！

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、日常生活の維持が困難になっている方を対象に町内で使える商品券を給付する支援を行うものです。

商品券の受給対象(受け取ることができる方)

令和2年6月1日に広川町に住民票があり、申請日時点まで引き続き居住している方

4年生大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等に在学している方

町内の賃貸住宅等又は、親族等の住居を間借りし、家賃を支払っている方で、単身世帯の方(下宿や寮などで家賃等を支払っている場合も可)

新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入や保護者等からの仕送りが減少し、日常生活の維持が困難になった方

※上記4つの要件に全て該当する学生さんが対象

商品券の給付額

3万円

申請、給付方法・お問い合わせ先

「申請書兼同意書」及び「学生証」の写しを郵送してください。受付後、各学生さんに郵便書留で商品券を送付します。

【広川町教育委員会 生涯学習係】
〒834-0115 広川町大字新代1804-1
TEL 0943-32-0093

E-mail syougai@town.hirokawa.lg.jp

HP <http://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/> (申請書DL)